

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 2 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和元年 8 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

生月支所地域振興課

第 2 監査の期間

令和元年 5 月 14 日（火）、15 日（水）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 契約事務について

予定価格が、契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合には、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1. 生月大橋公園の指定管理について

生月大橋公園の指定管理を受託している事業者については、施設の管理と併せて売店事業を運営し、体験観光事業会計、売店事業会計、指定管理事業会計の3つの事業会計に分けて決算を行っている。

事業者の指定管理事業の決算書では、繰越金が発生しているが、市へ報告された決算書では収支が同額となり繰越金は発生していない。また、指定管理の申請時の予算では、売店施設の使用料相当分として売店事業会計から28万円を指定管理事業会計に繰入する計画となっているが、市への決算報告では、平成29年度は4,150円の受入しか計上されていない。

また、前回の定期監査時にも指摘しているが、当該事業者は暦年決算、指定管理事業は年度決算となっており、提出されている指定管理報告書の内容では、決算書や実施事業の内容がわかりにくいものとなっている。

指定管理受託者と行政が連携し、明確な業務区分と積算根拠による決算報告書への見直しを図られたい。

【意見】

1. 生月風力発電設備無償譲渡について

市と譲受人との間で締結している譲与物件の解体、撤去に係る費用についての覚書の第1条において、譲受人は定期預金（親和銀行 3,000 万円）を預金し、解体費用相当額に達するまで積み立てることになっており、今後は覚書の第2条に基づき定期的に残高証明書の提出を求め、確認するよう努められたい。

第6 むすび

御崎地区農業集落排水施設運営にあたっては、加入世帯が伸び悩み、施設の老朽化とともに事業の推進が困難となっている。また、国においては、平成28年度から令和2年度を計画期間とする土地改良長期計画において、農業集落排水施設の集約、再編、下水道施設への編入などの目標が設定された。そこで本市においても平成30年度に御崎地区農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託が行なわれ、最適化のケースが示されている。今後、加入者の理解が得られるようなケース決定がなされることを期待したい。

また、現在生月支所庁舎の2・3階を公民館施設として改修しており、庁舎の有効活用及び公共施設配置の適正化につながるものである。今後は利用者の利便性に配慮しつつ庁舎の適正管理に努めていただきたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び市長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。